

第7回個人情報保護制度の見直し に関する検討会 地方ヒアリング 参考資料

【「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案」に対する意見集約結果】

令和2年9月7日
全国知事会

「主な論点」に対する意見

◆主な論点

①保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○国の役割と地方自治（役割分担、地方の自主性・自立性）との関係

◆国が主導で

- 個人情報保護制度の法による一元化を検討する場合、各地方公共団体の条例が不要となる程度の緻密性をもった法律を制定できれば問題はないと考える。
- 個人情報保護については、国と地方自治体の間で、および地方自治体間で水準の差が生じることは適切ではないと考えるため、マイナンバー制度のように全国一律とすべきではないか。その際には、国は個人情報保護制度の管理者となり、地方自治体は実施者となる。地方自治体の自主性および自立性の発揮は、マイナンバーの独自利用のように国が管理する個人情報保護制度の枠内で行われるべきではないかと考える。
- 「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護」するためのルール・運用の統一化は、国の役割であると考え。
- 国全体での制度の整合性の確保等を図るためには、法律による規律が最も相応しいと考える。

◆国が統一しても地方の自主性に配慮を

- いわゆる保護3法においては、個人情報の利活用にシフトしつつあるように思われるが、地方公共団体の条例においては個人情報保護が最重要観点となっていることに鑑み、国と地方公共団体の役割については、地方公共団体は個人情報の保護を重視しつつ、国が推進する個人情報の利活用については、法令等の規定を直接適用する手法等で役割分担ができないか。
- 政策課題に係る検討の結果、我が国全体において整合性を取るべき分野においては、国において立法措置を講じる等、適切に対応する必要があると思われる。それ以外の分野においては、地方公共団体の主体性・創意工夫に任せることが、地方自治の尊重の観点からも望ましいといえる面もあるのではないかと考える。
- 国全体での整合性を確保する方向性であれば、国が主導で見直しを進める必要があると考える。その見直しを進める中で、地方公共団体が各団体の実情に合わせ、必要な規律を設けることができるように、国に配慮を求めたいと考える。

◆主な論点

①保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○国の役割と地方自治（役割分担、地方の自主性・自立性）との関係

- 国は、全国的に統一して規律することが望ましい内容と地方の裁量に委ねるべき内容とを明確に区別した上で、関係者からの意見聴取を十分に行いながら検討していく必要があると考える。一方、地方公共団体は、地域の実状に精通していることから、国等との情報共有を図っていく必要があると考える。
- 医療分野・学術分野等の匿名加工情報の国の枠を超えた流通等を踏まえた部分については、全国的に世界水準に合致するように国で整合を取ってもらうべきものとするが、これまでの各地方の個人情報保護に関する経緯もあり、各都道府県民の人権の保護を図ることができる方法、「地方公共団体の自主性及び自立性の十分な発揮」ができるようにしてほしい。明確に全国一律化を図るべき部分と地方の自主性を発揮できる部分の線引き、整理を求める。
- 国が主体的な役割を果たすのが合理的と考えるが、地方自治の視点が軽視されない仕組み、少数意見も十分配慮される仕組みをあらかじめ構築しておくべき。
- 全国的に個人情報保護制度の基本的考え方を法に委ねることは差し支えないと思われるが、その運用や基準などの詳細・具体の事項は各自治体の実情や必要性に沿った形になるようにする。
- 国策としての必要性等を国が提示・説明すべきものとする。そのうえで、地方自治の本旨を踏まえたうえで、法的整理、業務増に伴う人的・財源的ケアなども含めて責任をもって検討いただきたい。
- まずは国全体で統一すべき規律、地方公共団体の判断に委ねる部分を整理する必要があるのではないかと考える。

◆地方の自主性を尊重

- 地方自治法第1条の2を踏まえ、国が本来果たすべき役割とは何かを限定的に捉えた上で、地方の自主性を尊重すべき。
- 既にそれぞれの地方公共団体において個人情報保護条例が制定、運用されている現状を踏まえると、国が地方の個人情報保護制度の抜本的な変更に関与することについて、「国と地方公共団体の適切な役割分担」や「地方公共団体の自主性及び自律性の十分な発揮」の視点を両立することは困難と考える。

◆主な論点

①保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○国際的に整合の取れた制度とするための規律の在り方

◆国において検討すべき

- 国際的に整合をとる必要がある場面では、基本的には国において適切に対応するべきであると思われる。
- 国際的枠組みについては、国家的な視点による検討が必要となるため、国において論点整理し、場合によっては法による規定も必要となる考える。
- 多くの地方公共団体では国際的な制度に関する情報収集が難しいことから、国において全国統一したルールを示していただきたい。
- 国際的な制度調和に関しては、他国と比較して、現状がどの程度のレベルにあるのかが分かりかねるところがあるので、国に運用面での水準等を示していただきたい。
- 今後、国として地方公共団体の保有するものを含めて個人情報データを積極的に活用する方針とするならば、地方公共団体を含めた国としての統一的取り扱いを示す必要があると考える。なお、個人情報とは厳重に取り扱われるものであり、現行の保護水準の確保が必要であり、活用を優先するあまり、現在より保護水準が下がらないようにすべき。
- 国際的に整合のとれた制度が求められるものの規律については、国において考え方を示されたい。

◆必要性が不明瞭

- 国際的な観点から個人情報の利活用を行うことに関する具体的なニーズの把握はできていないため、現状では回答できない。
- そもそもの必要性等が明確ではない。まずは、国において、その理由、方針、考え等を整理・提示・説明いただきたい。
- 国際的に整合がとれている状態とはどのような状態であるのか、その状態が日本の行政の慣行に馴染むものなのかどうか分からない。
- 国際的に整合のとれた制度については、求められる姿が不明であり分からない。

◆主な論点

①保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○官民共同作業が重要な医療・学術分野とそれ以外の分野など、分野ごとの規制の統一の在り方

◆分野ごとの検討、個別法による対応が必要

- 分野ごとにデータ利活用の有用性が異なると考えられることから、地域の実情に配慮しながら、分野ごとの規制のあり方について検討していただきたい。
- 個人情報保護制度の抜本的改革ではなく、個人情報の利活用が真に必要なものとして、強いニーズがある分野に限定したうえで、分野毎の個別法により対応すべきと考える。
- 既に、次世代医療基盤法により医療分野において法整備が進んでいるように、特定分野ごとの規制の統一については、個別法による対応を検討すべきと考える。
- 官民の共同作業が特に重要な分野については、個別の立法による解決を図る選択肢もあると思われる。
- 一般的に、個人情報の保護については、個人情報を取り扱う分野ごとに最適な仕組みを考える必要があると思われる。したがって、分野ごとに課題を検討した結果として、指針の策定や立法措置等により当該分野の規律を統一するという解決もあり得ると思われる。
- 「分野」という大きな括りで統一するのは不適當であり、該当する個別法令により規制すべきであると考ええる。
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。いわゆる「次世代医療基盤法」）のような分野ごとの特別法を国において制定することも考えられる。

◆分野ごとでの規制に疑問

- 分野ごとに規制を統一することはあり得ると思われるが、そもそも分野を明確に切り分けることができるかは難しいのではないかと考えられる。
- 分野ごとの規制について、本県では現段階で検討を進めていないが、分野ごとに規制を分ける場合、分野の境界の設定が課題になるものとする。
- 分野ごとの規制の統一は一つの方法として考えられるのか。具体的な部分・内容については十分な検討が必要になると思われる。

◆ 主な論点

① 保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○ 地方公共団体ごとに条例で規律される内容が異なることへの認識

◆ 規律の差はやむを得ない

- 現状、個人情報保護事務については、自治事務であり、地方公共団体で規定内容が異なること自体は、問題ではない。まずは、国策としての必要性等を国が提示・説明すべきものとする。
- 個人情報保護は、国に先行して地方公共団体が取り組んできたものであり、地方自治の趣旨から見て適切。条例を持たない一部事務組合へは、対応が必要である。
- 個人情報の規律の差異は、個人情報保護法上の「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定」したことに基づくものである。
- 都道府県や政令市と小規模町村とでは規模が異なるため、全く同じルールで運用することは難しい。自治体の規模に応じた仕組みにする必要があると考える。
- 各地方公共団体において判断した結果として、規律の内容に差異が出ることはあり、そのこと自体に問題はないと思われる。なお、個人情報の適切な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の制定がない地方公共団体にのみ適用される法律を制定する等の方法も考えられるのではないかと。
- 国の法制化に先立ち、多くの地方公共団体の条例が制定されてきたものであり、やむを得ないことと考える。

◆ 部分的な統一は容認

- 個人情報保護法上に新たに規定された非識別加工情報（匿名加工情報）や災害時行方不明者の氏名等公表などについては、自治体としても統一的ルールを求める声が高いように感じる。しかしながら、自治体ごとに条例に基づく運用の蓄積もあることから、全ての規定を統一化する必要性は検討の余地があるのではないかと。

◆ 主な論点

① 保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○ 地方公共団体ごとに条例で規律される内容が異なることへの認識

- 我が国における個人情報保護法制の成立経過を踏まえれば、地方公共団体ごとに規律に差異がある事項があることはやむを得ないと思われるが、国民一般から見れば分かりにくく、非効率であると受け止められるおそれがあることも事実である。共通の運用ルールを定めるべき最低限の事項についての規律を統一することが考えられるが、検討に当たっては、先行して制度化した地方公共団体の意見を十分踏まえていただきたい。
- 地方公共団体ごとに規律されている内容が異なることについては、各地方公共団体によって、各条例に則って運用している状況であり、一律に統一することは困難であると考ええる。ただし、要配慮個人情報の規定を持たない地方公共団体も多く、この部分については、国としての統一した指針を作成することも必要であると思われる。
- 地方公共団体ごとに条例で規律される内容が異なることについては、地方公共団体の自治の尊重という観点から問題はないものと考ええるが、要配慮個人情報については、人種、信条、病歴、犯罪歴といった特に取扱いに配慮を要するセンシティブな個人情報であることから、地方公共団体ごとの規律の差異がないことが望ましいと考える。

◆ 統一は必要

- 個人情報の有用性の高まりなどを背景として、現状よりも効果的な個人情報の活用を図るのであれば、地方公共団体ごとに個人情報保護の水準、保護と活用のバランスが異なる点は是正すべきと考える。
- 個人情報保護制度の法による一元化を検討する場合、各地方公共団体の条例が不要となる程度の緻密性をもった法律を制定できれば問題はないと考える。
- 「個人情報の保護」という観点において、地方公共団体ごとに差が生じるような状況は望ましいことではないと考える。
- 国は大枠のみを示すといった形では統一的な運用が確保しづらいと考えられるため、少なくとも基本的な個人情報の取扱いのルールについては国が統一したものを定める方が望ましい。
- 個人情報に関する条例等を持たない団体等においても適切に対応できるようにすることや、本来あるべきではない規律の差異をなくすためにも、個人情報の取扱いに関するルールと運用を統一し整合的な制度にすることが重要と考える。
- 保護の水準を確保するという観点からは、合理的な理由に基づかない限り、統一が図られる方向で検討すべきだと考える。

◆ 主な論点

① 保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○ 個人情報の保護と活用のバランスの確保の在り方

◆ 保護を優先して考えるべき

- 個人の権利利益の保護は最優先すべき事項であり、その上でいかに個人情報を効果的に活用するかを検討し、個人情報の保護と活用のバランスを確保すべきと考える。
- オンラインは有用であるが、大きな危険性も含むものである。このため、行政機関個人情報保護法のように保護規定がないということになれば懸念があるため、今後も一定の保護措置を実施機関に求めるべきである。
- 住民に最も近いという特徴のある地方公共団体にとっては、大量の個人情報を保有しており、当該個人情報の保護を中心とした個人の権利利益保護のために条例を国に先駆けて制定し個人情報の保護を行ってきたという経緯を十分に尊重した上で地方における現実的で具体的な個人情報の活用への考え方を示す必要があるのではないか。
- 個人情報保護を第一に考えた上で、規律に反していないか確認し、活用を図っていく必要があると考える。オンライン結合制限規定が存在することについては、個々の事例について、個人情報の保護と活用のバランスを詳細に検討することができるため、意義はあると考える。
- オンライン結合制限規定については、地方公共団体が取り扱う個人情報について、実施機関が公権力を行使して収集した個人情報であり、特に厳格に保護する必要があることから公的部門と民間部門との規制の強度の差異があることは当然であるが、情報化社会の進展に伴い制限を緩和する検討を行うに当たっては、地方公共団体にどのような対応を求めるのか具体的な内容等を示した上で、地方公共団体の意見を十分聞きながら議論を行ってもらいたい。

◆ 国がルールを示すなど、統一的な対応必要

- 基本的には、個人情報の保護と活用のバランスについては、個々の事案あるいは分野ごとに考えていくべきものとする。オンライン結合については、その取り扱いによっては個人の権利利益を侵害する可能性が大きいことから本県においても原則的には制限することを条例に規定している。匿名加工情報の提供に関する規定が未整備であることについては、同情報に関する活用事例が少なく民間のニーズが不明瞭であることや、加工の基準、安全管理措置など解決しなければならない様々な検討課題が多いこと等が理由と考えている。いずれにしても、地方公共団体によって運用が異なることによって重大な支障を生ずる事項については、国が統一したルールを定めるべきであるとする。

◆ 主な論点

① 保護水準、保護・活用のバランス、全体制度の整合性確保

○ 個人情報の保護と活用のバランスの確保の在り方

- 保護すべき個人情報とは別に利活用できる情報（非識別加工情報など）を定め、利活用するための手続を定めることによって、両者のバランスをとることが期待できる。通常の個人情報のままであれば、利活用するためには目的外利用の手続が必要になり、統一的な運用は難しいと考える。オンライン結合の制限規定や匿名加工情報の提供に関する規定が未整備であることについて、地域の実情にあわせて整備されていると思われるが、制度を統一する上で同一の規定を作る必要があると考える。
- 各地方公共団体及び国等の連携の中で、分野ごとに適切に対応していくべきであると思われる。オンライン結合制限規定については、各条例の規定及び運用の実態にもよるが、行政の情報化の促進に当たり、同規定が障壁となっているのであれば、地方の実情を踏まえつつ、全国統一的な規律の策定や、技術的水準確保の仕組み等について検討する余地はあると思われる。
- 地方公共団体の実情にも配慮しながら、個人情報の保護と活用について、国において一定のルールを示すなど検討していただきたい。

◆ 各団体が判断すべき、支障なし

- それぞれの地方公共団体において自主的に判断すべきことであることから、現状において相違点があることはやむを得ないものと考ええる。
- 個人情報の活用のための規律は必要と考えるが、企業等からの保有個人情報活用の具体的な要望、相談を受けておらず、支障も把握できていないため、具体的な活用例を取り上げて検討整理していただきたい。
- 個人情報の保護と利活用は、公共性・公益性と個人情報保護への配慮を比較考慮のうえ、判断していくものとする。そのうえで、国策として、個人情報の活用を推進していく必要があるれば、その理由、方針、考え、法的根拠等をきちんと整理のうえ、提示・説明する必要があると考える。なお、現状では特に支障はなく、また、地方公共団体で規定内容が異なること自体は、問題とは考えていない。
- 個人情報の保護及び利活用に際しては、条例の規定や審議会の答申等をもとに運用することで適正な対応の確保を目指しているところである。現状では、実務上の支障は生じていない。なお、個人情報保護法上に新たに規定された非識別加工情報（匿名加工情報）については、内閣府の規制改革推進会議の指摘を踏まえた国による検討の動向を注視しているところである。

◆ 主な論点

②各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保

○地方公共団体ごとの個人情報保護制度の統一手法

◆法の規定を直接適用

- データの利活用を円滑化するためのルールや運用の統一をより効果的に行うのであれば、法の規定を直接適用する手法が望ましいと考える。
- 条例の主目的は個人情報の保護であるため、利活用については、法令等の規定を直接適用する手法等を検討してもらいたい。また、統一的な運用を図るため、法と同様な条文を規定している条例については、国の指針や助言、解釈基準を条例にも適用し、統一を図ることが望ましい。
- 全国統一的な取扱いとするためには、できるだけ条例の委任事項を排除し、法の規定を直接適用する手法が望ましいと考える。
- 各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることも配慮しながら、個人情報保護の取り扱いは全国統一ルールのもとでなされるべき。各地方自治体の条例の書きぶりによって地域間で取り扱いに差異が生じることを防ぐためにも、法の規定を直接適用する手法が望ましい。

◆法の枠組みの下での条例を制定

- 地方の実情を踏まえた規定が設けられるよう、法の枠組みの下で条例を定める手法が望ましいのではないかと考える。
- 国の指針や助言だけでは、現状よりは統一に近くなるものの、根本的にはさほど変わらないと考える。今後の検討の内容・結果等にもよるが、統一を図るのであれば、法の規定を直接適用又は法の枠組の下で条例を定める手法が考えられる。

◆国の指針や助言による緩やかな統一

- 各地方公共団体に個人情報保護条例が整備・運用されている状況にあることから、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る手法が望ましいのではないかと考える。
- 地方公共団体は地域の実状に精通しており、実態に即した対応を図ることができることから、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る手法が望ましいと考える。仮に個人情報保護制度の大枠が法律により全国的に統一して規律されるとしても、地方公共団体の裁量を残すべきと考える。
- 既に運用され、多くの実績を蓄積している制度であることから、制度の安定性を確保するために、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る方法が望ましいと考える。

◆ 主な論点

②各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保

○いわゆる条例の「上乗せ・横出し」など、条例で規律する範囲

◆条例による規律を認めるべき

- 現状の保護水準を確保することを必要条件としたうえで、これまで地方公共団体が先行して取り組んできたことと、地方の実情に応じて規律できることに配慮した仕組みとする必要がある。
- 仮に法律において条例の内容を規律することが可能だとしても、各地方公共団体が既に制定し運用している個人情報保護条例の実情を考慮して、「上乗せ、横出し」などの範囲は、各地方公共団体が自主的に検討すべきである。
- いわゆる条例の「上乗せ、横出し」については、立法措置が行われた場合において、法律の趣旨が許す範囲内で、各団体において適切に判断されていくことになるとと思われる。
- 地方公共団体ごとに実状が異なることから、迅速かつ柔軟な対応が可能となるように、地方公共団体の「上乗せ条例」や「横出し条例」による規律を認めるべきものとする。
- 制度としては、条例で「上乗せ・横出し」が可能となるように法律で定めることは可能と解するが、具体的な範囲等については、今後の議論による。

◆条例による規律を認めるべきでない

- データの利活用を円滑化するためのルールや運用の統一をより効果的に行うのであれば、条例で規律する範囲は狭い方が望ましいと考える。
- 条例の上乗せ、横出しを認めることは、特に個人情報の活用の観点から問題があるため認めるべきではないと考える。
- 地方の解釈を上乗せすると、全国で統一した運用にはならないのではないかと懸念される。
- 全国統一的な取扱いとするためには、基本的に認めるべきではないと考える。
- 今回の議論は、国と地方公共団体において、個人情報の取扱い等が異なることが問題というのが議論の発端の一つであり、上乗せ・横出しができるから、法律で規定し、各地方公共団体の考えは、上乗せ・横出し条例で対応するというのは、本末転倒である。

◆ 主な論点

②各地域の独自の保護・活用の要請への配慮と制度の安定性確保

○規律の種類による統一の要請の程度の差異

◆統一の要請には違いがある

- 各地方公共団体における運用上の取扱いの違い等があるため、規律の種類によって統一の要請の程度は異なると考える。
- 安全管理など個人情報の保護水準の確保や開示請求などの手続的な規律については、適切な管理や利便性の確保の点から統一の要請の程度が高い。一方、保護と活用のバランス確保のために必要な規律については、各地方公共団体の実状に応じた活用が図られることから、統一の要請の程度は低いものとする。
- 規律統一の必要性を含め、各地方公共団体が既に制定し運用している個人情報保護条例の実情を考慮して検討すべき。
- 保護のための最低基準を定めるものであるか、データを利用する事業者の利便を考慮したものであるかという観点の差により、統一の要請の程度が異なるものとする。
- 取り扱っている内容によって、求められる保護の水準も変わると考えられる。活用するデータの規格や手続的な部分に関しては、ある程度の統一を図ることも可能と思われる。

◆統一が必要

- 個人情報の保護と活用のバランス確保のために必要な規律と手続的な規律では異なるものとするが、Society5.0の確立を目指すのであれば、手続的な規定も統一的なものとするべきとする。
- 国全体での制度の整合性を確保すべき背景には、災害対応や公衆衛生等の場面で全国的な課題が生じている状況にあること等があり、個人情報の取扱いに関するルールや運用の統一は必要であるが、その具体的な手法については、規律の内容を十分に考慮しながら、今後検討すべきものとする。
- 「個人情報の保護の水準確保や保護と活用のバランス確保のために必要な規律」は実体的な規定であり、実体的な規定と手続的な規定は一体的なものとして規定することが適当なので、統一の要請の程度は異ならないと思われる。
- 保護と活用は表裏一体であり、同レベル(法律なら法律、条例なら条例)での規律が一般的であるとする。そのうえで、特別法による規律の可能性はあるとする。

「基本的な考え方」に対する意見

- ① 検討の背景（利用に関するルール・運用の統一、国際的な制度調和の必要性）
- ② 検討の方向性（地方を含めた国全体での整合的な制度の確立に向けた検討）
- ③ 地方への配慮（歴史的経緯や実務の積み重ね、情報公開等への影響配慮）

◆基本的な考え方「検討の背景」

①データ利活用を円滑化するためのルール等の統一、国際的な制度調和の必要性

○個人情報を取巻く環境の変化を認識し、個人情報の利活用の観点から、ルールや運用の統一の必要性についてどう捉えているか。

◆統一、部分的統一は必要

- 地方公共団体における個人情報の取扱いに関するルールや運用の統一、国際的な制度への対応は、個人情報のより適切な保護と利活用等を図る上で、必要性が高いものとする。
- 基本的には、各地方公共団体のルールや運用の不統一により不利益を招く恐れがあるような案件については、個人情報保護法に統一したルールを定め、運用すべきであるとする。
- 全国統一の規制が必要というのであれば、立法事実等、法制度論からの理論付けについて十分に説明してもらいたい。現に各地方公共団体において制定している条例を尊重して、全国で統一の規制が真に必要な事項のみを法律で規定するという考え方を基本とするべきではないか。
- 感染症や災害対応など広域的に問題が発生した場合に統一した取扱いがないことについては全国的な課題と認識している。また、情報化の進展に伴い、今後民間企業等から個人情報データ利活用依頼があることが予測される。その際に統一したルールや運用があれば、円滑な対応ができると思われる。

◆統一は不要、必要性不明

- 地方公共団体における個人情報の取扱いのルールや運用の統一の必要性を取り巻く状況の認識はしているが、条例や関係規程は整備済みで、他との制度上の統一の必要性は特段ない。
- 個人情報保護については、それぞれの自治体がそれぞれの実情に応じてその範囲を定めているもの。医療分野や学術分野等の作業において妨げとなっている部分があるのであれば、個々の団体において支障事例と個人情報保護の法益を比較して判断すべきである。
- 災害時の行方不明者情報等の取扱いや、現在の新型コロナウイルスに係る公衆衛生施策の推進の支障に、地方公共団体ごとの個人情報の取扱いの差異が影響しているものと認識しているが、それら以外に、個人情報の取扱いに係るデータ利活用のルール等の統一を求める声や官民の共同作業におけるルールが不統一であるなどの指摘を聞いたことがない。また、国際的な制度調和のために、当県の条例のどこに問題があるのかは、具体的に承知していない。

◆基本的な考え方「検討の方向性」

②我が国全体での統合的な個人情報保護制度の確立について

○①で示された背景を踏まえて、我が国全体での統合的な個人情報保護制度の確立についてどう捉えているか

◆統合的な制度確立に向けた検討は必要

- 個人情報のより適切な保護と有用性をいかした利活用を図るためには、国と地方公共団体等で、個人情報の取扱いに関するルールや運用を統一し、統合的な制度にすることが大変重要であることから、その検討は必要であると考え。
- 地方公共団体も含めた官・民一元的な個人情報保護制度の確立が望まれる。
- 各地方公共団体において主体的に個人情報保護制度が運用されている現状を十分に尊重した上で、我が国全体における整合性を確保する等の観点から課題について検討していくことは有益である。一方で、行政が保有する情報には、国民(住民)等から強制的に(公権力を背景として)入手したものも含まれるため、民間の保有する個人情報と完全に同一には扱えないことに十分留意する必要がある。

◆必要な分野等に絞った検討・地方の実情への配慮

- 医療分野や学術分野などの統一的な規制の要請が高い分野とそうでない分野とがある。一律に規制するのではなく、各分野の性質を踏まえた検討が必要であると考え。
- 地方公共団体の個人情報保護制度は、現行において、収集禁止情報規定、オンライン結合など様々な相違点があり、制度の抜本的変更を前提とした場合、各地方公共団体等において相当な混乱が予想されることから、よほどのニーズがない限り、個人情報の利用が必要な分野において、それぞれ個別の立法措置を限定的に講じることにより対応するなど、できる限り漸進的な措置を検討するべきである。
- 国全体で統合的な個人情報保護制度の確立に向けた検討の必要性は認めるものの、各地方公共団体が自ら条例を制定し、運用してきたことは尊重されるべきと考える。
- 地方公共団体において、個人情報の保護の原則的な部分は大きな差異はなく、一元的に共通事項や最低限の事項について定めることは可能と考える。また、各地域における独自の取扱いはそれぞれの条例により規定することで現行を維持できると考える。

◆統合的な制度の検討は不要

- 国全体で個人情報保護について統一するのであれば、条例の存在意義が不明となるのではないかと考える。

◆基本的な考え方「地方への配慮」

③地方公共団体への配慮による制度の安定性確保の必要性

○こうした検討にあたっての地方公共団体への配慮による制度の安定性確保についてどう捉えているか

◆地方への配慮・慎重な議論が必要

- 現在の保護水準を確保することを必要条件としたうえで、これまで地方公共団体が先行して取り組んできたことと、地方の実情に応じて規律できることに配慮した仕組みとする必要がある。
- 条例制定後、個人情報の目的外提供等についても個別に審議会答申を得るなどして対応してきたところである。検討に際しては、自治体における過去の個人情報取扱いに関する実績等を考慮いただきたい。
- 仮に全国的に統一された規定で個人情報保護制度の運用を図ることになれば、在来規定と統一規定との乖離が大きい団体と小さい団体が必然的に生じると思われる。望ましい統一制度の導入のために「なぜ変えないといけないのか。なぜ（ローカルルールではなく）統一ルールでの運用が必要なのか」の議会・住民説明も一定程度全国統一の内容で行う必要がある。変更の乖離が大きな団体には特に入念な配慮が必要だと考える。
- これまでの経緯を踏まえた地方公共団体への配慮が不可欠である。また、地方公共団体が個人情報の取扱い等について意見を聴取する個人情報保護審議会等の第三者機関の位置付けや役割をどのように整理するのかについても、検討に当たり留意いただきたい。
- 個人情報は、活用以外に、入手、管理、開示、修正の申出等の取扱い、不服審査事務のほか、情報システムのセキュリティとも密接に関係するため、本見直しに当たって情報システム等の改修に経費負担が生じる場合は、地方の負担が生じないようにすべき。
- 検討による結果が、当県の個人情報保護制度や情報公開制度とどのような差異がでるものとなるのかが不明である。制度の安定のためには、現在の運用と大きく異なることは想定し難く、十分な配慮をお願いしたい。
- 全体で整合性を図ることについて、検討を行うことは必要であるが、各地方公共団体ごとに制度が異なることで生じている問題も現実として存在していることから、十分に地方の実情を踏まえ、拙速に結論付けを行うことは避けられたい。

◆必要以上の配慮は不要

- 「個人情報保護制度の法による一元化」の検討に当たっては、国が主導して検討を行うべきで、各地方公共団体独自の取扱いについて必要以上に配慮する必要はないと考えるが、経過措置による配慮は必要であると考ええる。
- 各地域の独自性を反映させると、解釈の統一にならず、結局は現状とあまり変わらないのではないか。

「検討の進め方・ スケジュール」に対する意見

◆ 検討の進め方・スケジュールに対する意見

◆ 地方の意見聴取

- スケジュールや結論ありきではなく、地方自治の本旨と個人情報保護制度の在り方を踏まえたうえで、今後、国策の観点から、国として、個人情報の保護を図りながら利活用を進めていくことに力点を置く必要があります、そのような制度の構築には法による一元化が不可欠であること、そして、その法的根拠はこうなっているということなど、まずは国としての考え・法的整理・統一的な取扱いとすべきものやその理由、国際的動向、実際の国の取組みとその必要性などを地方公共団体に丁寧提示・説明したうえで、しっかりとした意見交換をすべきである。
- 地方公共団体の個人情報保護制度のあり方の検討を行うに当たっては、国及び民間の個人情報保護制度に関する検討に伴い地方公共団体に求める具体的な内容等を示した上で、地方公共団体の意見を十分聞きながら議論を行ってほしい。また、議論等を行うに当たっては、地方公共団体における地方自治や地方分権との関係についても配慮等を行うなど、慎重な検討をお願いしたい。
- 具体的な検討はこれから開始されるものと認識している。地方公共団体の意見を聞くに当たっては、具体的な意見聴取内容、検討手順、スケジュール等について、各団体に対する速やかな情報提供が必要と思われる。
- 地方公共団体からの意見聴取にあたっては、「このような課題を解決しなければならないので、〇〇のような立法措置を採りたい」というような、具体的な課題とこれに対する立法措置内容等を示していただくと、地方公共団体においても理解と議論が進むと思われる。
- 当検討会での論点についての具体的な課題認識があまりなく、課題についての影響も想定しがたい状況がある。地方公共団体の意見を十分聞くとあるが、地方側で実務的な検討ができるよう、まずは課題や一元化すべき規律の内容等を具体的にお示しいただきたい。個人情報保護規律の問題だけでなく地方自治、地方分権に関わることに及ぶと考えられるので、その点については慎重に検討すべきものとする。
- 地方公共団体との意見交換は必要と考える。
- 地方公共団体の個人情報保護条例の規律内容、その背景は様々であることから、あり方検討に当たっては地方公共団体の意見を十分にくみ取っていただきたい。
- 検討を進めるに当たっては、地方公共団体の意見を十分聴取するやり方を担保していただきたい。
- 個人情報保護条例は地方公共団体によってその制定の経緯、内容が異なり、実務も積み重ねられていることから、地方公共団体からの意見聴取を十分に行っていただきたい。
- 地方公共団体の意見を最低限十分聴取するようにご配慮いただきたい。

◆検討の進め方・スケジュールに対する意見

◆十分な期間・慎重な議論

- 国及び民間の個人情報保護制度に関する検討と歩調を合わせる必要もあるかとは思いますが、急ぐことなく、各地方公共団体の意見を十分に反映した検討を行っていただきたい。
- 具体的な案について、各地方自治体から意見を聴取するなど、地方自治体の条例の運用、実情を踏まえ、十分に議論を行った上で制度の見直しが行われるべきと考える。また、「年内を目途にその結果をタスクフォースに報告」となっているが、先に結論ありきでの対応にならないよう留意されたい。
- あと半年の検討で報告に至るとのことであるが、その報告内容が個人情報保護制度の抜本的内容を含むものなのか、論点整理にとどまるかなど、その程度によって、スケジュールは異なるものとする。報告内容が個人情報保護制度の抜本的内容を含むものとなるのであれば、半年で報告に至ることを目標とすると、議論が不十分になるおそれがあると思う。
- 住民に関する大量の個人情報を保有する自治体においては、その取扱いに関して様々な意見をもっており慎重な議論が必要となることから、とりまとめ結果の報告(時期)については、必ずしも年内にこだわることなく十分な議論をしていくことが必要と考える。
- 地方公共団体の個人情報保護制度については、スケジュールありきではなく、まずは、国において、早急に統一化を図る必要がある分野・領域を示された上で、その分野について先行して検討し、その他については、地方の意見を十分聞きながら、時間をかけて慎重に検討するという視点が必要ではないか。
- 地方公共団体の意見は十分聞いて反映させていただきたいが、年内に最終報告の取りまとめを行うスケジュールを見ると、時間的余裕もなく、地方の意見が反映されるか不安である。
- 年内での結論ありきではなく、地方公共団体の意見を踏まえて、慎重に検討を進めていただきたい。
- 地方公共団体の実情も踏まえて、慎重に検討いただきたい。
- 「地方公共団体の意見を十分聞きながら」検討を進めていくということであるならば、「年内」というスケジュールには、検討の余地があるのではないか。

◆検討の進め方・スケジュールに対する意見

◆その他（地方の参画・再度の意見聴取等）

- これまでの議論で地方の実態を確認し、意見を聞き取る機会が十分だったのか不明確である。制度の見直しに当たっては市町村、都道府県の意見も知事会等を通じて丁寧に聞き取り、当事者として見直しに参画する必要があるのではないか。
- 基本的な方向性としては適当であると考え。検討に当たっては、十分な時間の確保と情報の共有に努めるとともに、地方公共団体の意見を聴く機会を具体的に設定していただきたい。
- 特に「各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるか」との論点（主な論点②）については、地方公共団体の個人情報保護制度（条例）のあり方に大きく関わることであり、結果のとりまとめに際しては、余裕をもって、十分な地方公共団体への意見照会をいただきたい。
- 地方公共団体の意見を十分聞きながらということであるので、特段、異論はない。なお、検討過程に係る情報の提供を積極的にしていただき、地方公共団体における準備期間が十分確保できるようにお願いしたい。
- 国においてイニシアチブを取って大きな枠組みを検討した上で、地方公共団体に対しては、条例の最大公約数的な標準モデル（たたき台）を示していただき、それを加筆修正する方法で検討を進めるべきと考える。
- 検討課題が多岐にわたるため、検討に時間がかかることは理解するが、早期に検討結果を取りまとめていただきたい。